

譲原防災センターにおける 一般見学者対応について

中西 正樹・深尾 達史

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 総務課 (〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1)

利根川の支流神流川の中流部の左岸、群馬県藤岡市譲原地先の標高200m～450mの南向き斜面にある譲原地区は、1995年より直轄地すべり対策事業の実施個所に指定され、以降、利根川水系砂防事務所にて事業を実施している。

地すべり対策事業の広報活動として、譲原地区内にある譲原防災センターにおいて、地すべりの仕組みや対策手法、事業の効果等を広く一般の方々に知ってもらうべく、展示物や模型等を利用して説明しているが、説明者が不足している中で、説明者の育成を行い職員自らが説明できる方法を試行している取り組みについて紹介する。

キーワード 地すべり対策事業、広報、説明者育成

1. はじめに

(1) 地すべり活動の経緯

譲原地区の地すべり活動（以下「譲原地すべり」という。）は、1910年以降、幾度か活動が確認され、1964年以降群馬県によって推進されてきた地すべり対策工事によって一時活動が止まっていた。しかし、1991年10月の台風とともに集中豪雨によって活動が再発、1992年8月の集中豪雨によってさらに活動は活発化した（図-1）。

同年から群馬県による災害関連緊急地すべり対策事業が採択され地下水対策を中心に対策工を実施した。一方、建設省利根川水系砂防工事事務所（当時）も1991年以降譲原地区を含む利根川上流域の地すべり調査に着手し抜本的な対策の必要性を確認し、地元の強い要望もあり1995年より譲原地区における地すべり対策事業を直轄化することが決定した。



地すべり頭部に発生した亀裂



国道462号に発生した亀裂

図-1 1991年10月集中豪雨による被災状況

(2) 譲原地すべりの概要とその影響

譲原地すべりは地下40～50m程度に直線的な船底型のすべり面を有する大規模地すべりで、地すべり末端部は神流川河床まで及んでいると考えられる。

神流川はV字谷を形成しているため、譲原地すべりが発生した場合、河道が閉鎖され天然ダムが形成されることが想定される。その天然ダムが決壊した場合、土砂はと水は約30km下流の利根川本川にまで達し、多くの沿川市町村に影響が及ぶものと考えられる。また、堆積した土砂の影響により洪水の頻度が増す区域が首都圏にまで広がる考えられる。



図-2 譲原地すべりの位置

③地すべり対策の概要

譲原地区の地すべり防止区域は、移動土塊の形状により、栢ヶ舞下流地区、栢ヶ舞上流地区、下久保地区に区分され、各地区の安全度に応じた対策を推進している(図-3)。

1991年～1992年にかけて活動が活発化した栢ヶ舞上・下流地区では抑制工(集水井工、排水トンネル工等)の対策を実施し、現在では地すべりの動きはおおむね沈静化した。抑止工(杭工、アンカー工等)については抑制工の効果を見つつ対策を講じているところである。

また、現在は下久保地区の抑制工を進めているところである。

■地すべり対策の概要イメージ

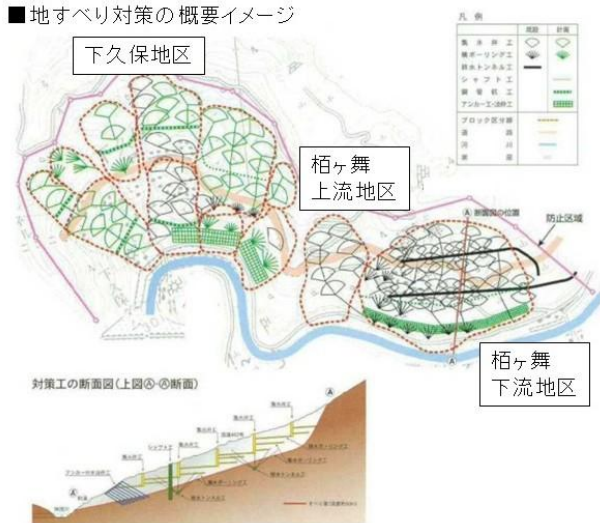


図-3 地すべり対策の概要イメージ

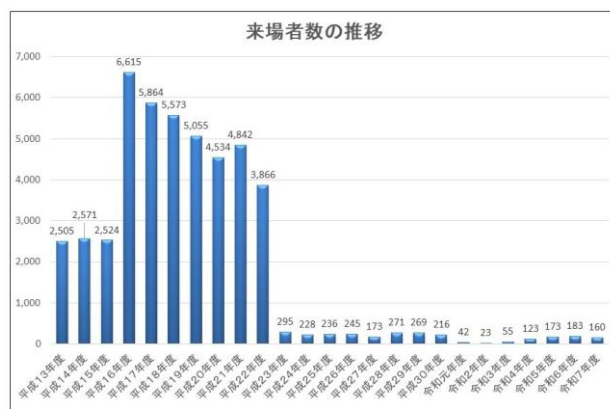
2. 譲原防災センター見学対応方針

譲原防災センターは、2001年に譲原地すべりの隣接地にオープンし地すべりが発生する原因、発生した場合の影響範囲や地すべりを防ぐための対策を、展示物や映像、模型などを用いて説明する広報施設であり、各観測データを収集する防災拠点の活用のほか、地域の一次避難場所として活用している。また、敷地内では集水井が、近隣には排水トンネルがいずれも見学できるよう整備されており、譲原防災センター内の施設と一体となって地すべり対策事業を理解してもらうことができるようになっている。

開館当初は業務委託により常時開館し、専属の説明者を常駐させていたが、運営方法の見直しにより2011年より開館を開庁日に限定して予約制に変更し、説明者も技術系職員やOBである砂防ボランティア協会の会員に説明を依頼し対応してきたところである。

見学受け入れにあたっては、施設規模の都合上1回の見学人数を5名～20名としているが、30名程度の見学希望が入ることがある。事務所としてはより多くの方に地すべり対策事業を知ってもらうため、上限を超える人数

の見学要望があったときでも極力受け入れる方針で、見学者を2班に分割するなどして対応している。このため、見学希望が入った時点で必要な説明者が確保できるのか、といった調整を行う必要があるが、次に示すような課題が生じている。



令和7年度までの累計見学者数 46,641名

図-4 来場者の推移

3. 課題

見学希望者の属性は様々で、自治体等の団体職員で防災に携わっている方、大学等で専門的に専攻している方や興味を抱いて申し込みをしていただく一般の方等多岐にわたる。説明者として地すべり対策事業を担当している技術系職員が対応できれば問題ないが、職員数も減少しており、また各々の業務範囲も多岐にわたっているため、見学に対応できる時間にも限りがある。また、事務所と譲原防災センターは片道約1時間の移動時間を要し、見学対応の所要時間は半日程度を要するため、説明者の確保に苦慮している。さらに、砂防ボランティア協会の会員に依頼しても予定が合わない場合もあり、説明者の調整ができない場合、予約をお断りせざるを得ない状況が発生してしまうこともある。

国土交通省が実施する直轄地すべり対策事業は、関東地方整備局管内では譲原地区が唯一の実施箇所であり、興味のある方にとっては貴重な機会であり、事務所としても事業を理解していただく良い機会をできるだけ逃したくない。このため、説明できる職員を育成、増員する必要があると考えた。



図-5 譲原防災センター館内展示物

4. 説明者育成

(1) 育成方針

技術系職員や砂防ボランティア協会の会員による説明者の調整ができなかった時に、地すべり対策事業に携わったことのない事務系職員である自分自身が見学者に事情を説明して了解を得たうえで説明したことがあるが、それまで数多くの見学に随行し、職員や砂防ボランティアの説明を傍らで何度も聞いてきた経験を活かして過去の見学状況を思い出し理解を深め、砂防ボランティアの方の説明に近い状況で説明することができた経験がある。技術的なことの詳細を理解していない事務系職員だからこそ、難しい専門用語を排して、平易な言葉に置き換えて説明するよう準備して説明できたことが良かったのかもしれない。見学者からは常時開館（特に土日）されていないため、なかなか見学の機会がなかったが展示物等の見学もできて説明もわかりやすく非常に良かったと感謝の言葉をいただき、励みになった。

この経験から、地すべり対策事業に携わる技術系職員でなくても、見学者の属性によっては十分満足していただけのような説明ができるようになると実感した。

外部の方と接する機会が減少している中、どのように対応すればよいかということは、マニュアルや口頭のみでは伝えきることができない。特に興味を持って見学を希望していただいている一般の方に対して、いかにわかりやすく（専門用語をできるだけ使用せず）説明できるか、展示物や模型を用いて説明できるかがポイントとなる。

このような経緯を踏まえ、前述の説明者不足を解決するべく、事務所内で協議したうえで、2025年度より、説明のできる職員を育成するための第1歩として若手職員を中心に見学対応未経験の職員に説明の様子を見てもらい、どのようなスタイルで見学対応しているのかを見て、理解を深めてもらうことを試行した。

事務所が所管している事業はもとより、国土交通省の事業を一般の方々に紹介するにあたっては、事務系、技術系職員関係なく、すべての職員が対応できることが望ましいと考え、これを目標とすることにより、職員一人一人が広報活動の重要性や事業への理解を深めることにもつながると考えた。

また、直接見学者に説明することで相手の理解力を肌で実感し、質疑等の対応によって更に説明力の向上が図れると考え実践した。



図-6 砂防ボランティア協会会員による説明の様子

(2) 2025年度実施状況

このような職員参加方針を考査した時期が2025年9月であったこと、12月以降の見学申し込みがなかったため、職員参加機会が少なく新たに見学に随行できた職員が4名しかいなく試行結果の分析までには至っていないが、参加した職員は、事前に地すべり対策事業について自分自身で調べ、その内容と実際の見学者への説明内容を対比してどのように説明すれば伝わるのかを考えたりしている様子が見られ、今後に向けて意義のある取り組みであることを感じる事ができた。また、見学終了後は事務所のXで見学の様子を発信することも担当してもらったが、Xによる発信は限られた文字数で端的に伝えたいことを綴る必要があり、事務所長や副所長のチェックを受けるので、適切な言葉で正しい情報を伝えるための良いトレーニングになっていると感じた。

今回の4名は技術系職員のみで事務系職員が参加できなかったことは反省点であり2026年度にも継続して実施していきたい。



図-7 若手職員によるX投稿

(3)参加職員からの意見

「普段、事務処理や業者対応を中心として業務を遂行しており、一般の方と直接対応する機会はあまりないので、良い経験になった。しかしながら、自分自身がわかりやすく説明するには数回参加し、説明手法を学び、より理解を深める必要があると思った」との意見があった。

一回の参加のみならず、可能であれば複数回参加してもらい、経験を重ねて育成する必要があると感じた。

5. まとめ・今後について

昨年度試行した方法が全てではないため、職員からの意見を反映させ、より経験を得る方法を検討したいが、ただの見学で終わっては意味がないので、今後は、次回

は説明を任せることを前提に参加してもらうことも必要ではないかと考えている。

年間申込件数は20件程度と参加機会は少ないが春から秋にかけて見学申し込みが集中している。通常業務を実施しながら広報にも携わる難しさは残るが、事務・技術更には役職も問わず、できるだけ多くの職員に参加を促しこの取り組みが実効性のあるものとなるよう継続していきたい。また、利根川水系砂防事務所では、地すべり対策事業のほか、砂防事業や火山砂防事業を実施しており、広報する機会も数多くあるため、これらの事業にこの取り組みをさらに広げて、将来的に国土交通省の事業紹介は「職員一人一人が広報担当」という意識をもって、日々の業務にも取り組めれば良いと考える。